



2022年5月16日

各 位

会社名 菱電商事株式会社
代表者名 取締役社長 正垣 信雄
(コード番号 8084 東証プライム)
問合せ先責任者 総務部長 友森 裕三
(TEL 03-5396-6111)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月16日開催の取締役会において、2022年6月23日開催予定の第82期定時株主総会に下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

なお、本日別途開示しております「商号変更に関するお知らせ」も併せてご覧ください。

記

1. 変更の理由

(1) 商号変更について

当社は、1947年に「株式会社利興商会」として創業し、株式会社大興商会との合併を経て1958年に商号を現在の「菱電商事株式会社」に変更いたしました。その後、技術商社として多角的な事業展開、グローバル化やソリューション事業に取り組み、創立75周年を迎えた現在は、FAシステム、冷熱システム、ビルシステム、エレクトロニクスの4つのビジネスを基幹事業とし、これらの事業で培った技術にICT技術を融合した6つのマネジメントサービスプラットフォーム（ネットワーク事業）を構築、さらにスマートアグリやヘルスケアという分野にも事業を展開しています。

こうした中、当社は、従来の代理店や商社という枠組みを超えた事業創出会社として、すべてのステークホルダーに新たな価値を提供し、グローバル社会の持続的発展に貢献する企業となることを目指しています。

この75周年という節目の年に、「菱電商事」としての歴史・ブランドを引き継ぎつつ、「事業創出会社」への変貌を遂げる決意を込め、商号を「株式会社RYODEN」に変更するものであります。

なお、本定款一部変更の効力発生日を2023年4月1日とする旨の附則を設け、効力発生日経過後、これを削除するものといたします。

(2) 電子提供制度について

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるた

め、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ・株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- ・変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ・変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ・上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

(1) 商号変更について

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(商号) 第1条 当社は <u>菱電商事株式会社</u> と称する。 英文では <u>Ryoden Corporation</u> とする。	(商号) 第1条 当社は <u>株式会社RYODEN</u> と称する。 英文では <u>RYODEN CORPORATION</u> とする。
(新設)	<u>附則</u> (商号) 第1条 <u>第1条(商号)の変更は、2023年4月1日から効力を生ずるものとする。なお、本附則は、第1条の変更の効力発生後削除されるものとする。</u>

(2) 電子提供制度について

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	(削除)
(新設)	<u>(電子提供措置等)</u> 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類等の内容である</u>

(新設)	<p><u>情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>②当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>第2条 <u>変更前定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更後定款第14条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>②前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、<u>変更前定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u></p> <p>③本附則は、<u>2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
------	--

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日

2022年6月23日

定款変更の効力発生日

2022年6月23日

(但し、商号変更の効力発生日は2023年4月1日とする。)

以 上